

議案第十四号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正
正について

次のとおり職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長 坂 出 雅 巳

三朝町条例第 号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年三朝町条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一條中「することのできる」を「することができ」に改める。

第二條第三号及び第四号を削り、同條第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 法第五十五條第八項の規定に基づき、適法な交渉を行なう場合
- 二 年次有給休暇、休日及び年始年末の休暇（特に勤務を命せられた場合を除く。）並びに休職の期間

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

昭和四拾五年三月拾貳日 原案可決

三朝町議會議長 牧田 禎

